

新年度となり、新規事業として建設業許可を取ろうとお考えの方も多いのではないのでしょうか。また、工事の種類によっては、これまでは許可をとらずに事業を行ってこれた場合でも、法令上、またはクライアントのご要望等で許可が必要になったというケースも最近は多いようです。

しかし、建設業の許可を取得するには、いくつかの要件をクリアしなければならず、すぐに取れるというものではありません。そこで、今回は建設業の許可の中でも最も多い、一般建設業知事の許可を取るための要件をまとめてみました。事前の準備が重要となってきますので、是非ご参考にしてみてください。

一般建設業の知事許可の場合、下記4つの要件を全て満たす必要があります。

1. 経営管理者・専任技術者がいること。

建設業許可には経営管理者・専任技術者が必要です。

下記要件に該当する方がいない場合、該当する方を雇入れる等の処置が必要です。

また、経験年数等が足りない場合は、該当するまで許可取得を待たなくてはならなくなります。

・ 経営業務の管理責任者の要件

- ・ 法人では常勤の役員が、個人では本人か支配人が要件に該当する事
- ・ 経験(下記のうちいずれか1つに該当する事)
 - 許可を受ける建設業の業種で5年以上の経営業務の責任者の経験がある
 - 許可を受ける建設業の業種以外で7年以上経営業務の責任者の経験がある
 - * 経験の裏付資料を用意できること(5年ないし7年分の契約書・注文書等が必要)
- ・ 営業所に常勤していること。

・ 専任技術者の要件

- ・ 営業所ごとに要件に該当する選任の技術者がいること
- ・ 経験(下記のうちいずれか1つに該当する事)
 - 高校の所定学科を卒業後5年以上、大学の所定学科を卒業後3年以上の実務経験があること。
 - 所定学科の一例

建築工事業(一式)	建築学科、都市工学科 等
とび・土木工事業	土木工学、建築学に関する学科
内装仕上工事業	建築学科、都市工学科 等
管工事業	土木工学科、建築学科、機械工学科、都市工学科等
 - 許可を受ける建設業の業種で10年以上の実務経験があること(学歴・資格不問)。
 - 国家資格等を有すること。
 - 対象資格の一例

建築工事業(一式)	一級&二級建築施工管理技士、一級&二級建築士
とび・土木工事業	一級&二級建設機械施工技士、一級&二級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士等
内装仕上工事業	一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士等(仕上げ)

- 管工事業 一級&二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者等
・営業所に常勤している事

・実務経験の証明資料

- ア．証明してくれる方が許可業者の場合
証明者の登記簿謄本または履歴事項証明書
証明者の許可通知書の写しまたは申請書副本
- イ．証明してくれる方が許可業者ではない場合(自己証明含む)
実務経験を確認する資料として下記に該当するいずれかが必要です。
必要な年数は条件によって異なります。また、下記の書類は全て原本の提示が必要です。
確定申告書
事業目的欄の業種 = 申請する建設業の業種であること。
契約書または注文書
該当年につき3～4件程度必要。工事内容、工期等がわかるもの。

・常勤性の証明資料

- 下記の書類等が必要となります。
健康保険被保険者証の写し + 原本証明 (事業所名の記載のあるものに限る)
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書
住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)
直前決算の確定申告書表紙と役員報酬明細(年額130万円以上)

2. 財産的基礎等を有していること

請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
下記のうちいずれか1つに該当する事が必要です。

- 直前の決算において自己資本が500万円以上であること
(資本金 + 剰余金 - 欠損金)
500万円以上の資金調達能力があること
- ・会社の設立資本金が500万円以上である・・・決算前の法人に限る
 - ・預金残高が500万円以上である(申請前1カ月以内の預金残高証明書が必要)
- 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること

3. 欠格要件等に該当しないこと

法人にあっては法人・役員、個人にあっては事業主・支配人、その他支店長、営業所長、法定代理人(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する方)が次の～の欠格要件に該当するときは、許可は受けられません。

成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない方
不正行為により建設業の許可を取り消されて5年を経過しない方
不正行為による建設業許可の取り消し手続が開始された後、廃業届を提出した方で、提出した日から5年を経過しない方
建設業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない方（法人、個人事業主のみ該当）
許可を受ける業種の建設業について営業を禁止されており、その期間が経過しない方
次に掲げる方で、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方

- ・禁固以上の刑に処せられた方
- ・建設業法に違反して罰金以上の刑に処せられた方
- ・建築基準法、宅地造成等規制法、景観法、都市計画法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定めるものに違反して罰金以上の刑に処せられた方
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、又は刑法（傷害罪・現場助勢罪・暴行罪・凶器準備集合罪・脅迫罪・背任罪）や暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられた方

4. 営業所の要件

建設工事の請負契約を締結する事務所であり、以下3つの要件を満たす必要があります。
請負契約の見積、契約等の実体的な業務を行っていること。
電話、机、各種事務台帳等を備え、居住区分等とは明確に区分されていること。
経營業務の管理責任者と専任技術者が常勤していること。

以上となります。

建設業の許可においては、経営管理責任者と専任技術者がいるかどうか最も重要となります。要件を満たしているかどうか心配な方は、ぜひ一度ご相談ください。